

# 岐阜県公報

## 目次

告示

道路の供用開始

公示

土地改良事業計画の変更認可

(道路維持課)三九一

(農地整備課)三九一

## 告示

岐阜県告示第三百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年七月六日から二週間岐阜県農土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月六日

岐阜県知事 古田 肇

第二百十六号  
令和三年七月六日  
(火曜日)

## 公示

土地改良事業計画の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日)
県道	明金山線	郡上市明宝畑字宮尾一九二番一九七地先から同市同字同一九七番二〇地先まで	一七五・五	令和三年七月六日	平成二七年四月二六

法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

令和三年七月六日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	認可年月日
木曾川右岸連用水 土地改良区連用水	木曾川右岸連用水 土地改良区連用水地区	令和 三・ 六・二八

令和三年七月六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜文芸社